



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置（行政代執行）を行います

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第9項の規定による行政代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

令和2年4月17日（金曜日）午前9時

2. 建物の所在地

香取市入会地2番地595

3. 建物の用途・構造

居宅（木造2階建）

※写真参照

4. 執行内容

- ・建物を覆っている蔦は伐採します。
- ・越境している樹枝は、伐採または剪定します。
- ・建物は除却します。

5. 事務手続きの経過

- ・命令 平成30年7月25日（措置期限：平成30年10月26日）
- ・戒告 令和元年10月10日（措置期限：令和2年1月10日）

6. その他

- ・措置費用はいったん市が負担し、行政代執行終了後、所有者に請求します。
- ・執行開始日時までに所有者が改善措置を始めた場合は、執行を延期もしくは中止することがあります。

○建物全景



○繁茂している樹枝



○建物を覆う蔦



問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当 本宮・佐藤・大竹

電話 0478 - 50 - 1214